

総会

配布：一般

2015年2月3日

第69会期

議事日程議題 64

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会報告書に基づく (A/69/484)]

69/157. 子どもの権利

総会は、

子どもの権利の全体に関するすべての従前の決議、最近の2013年12月18日の決議68/147、および児童の権利に関する条約¹を採択した、1989年11月20日の決議44/25の重要性を特に再確認し、2014年の同条約採択25周年記念の祝賀を歓迎し、

児童の権利に関する条約は、子どもの権利の促進および保護の基準を構成することを強調し、および同条約の選択議定書²の重要性を留意し、両条約の普遍的な批准および効果的な履行並びに他の人権文書の普遍的な批准および効果的な履行を求め、

市民的及び政治的権利に関する国際規約³、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約³、障害者被害者の権利に関する条約⁴、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約⁵、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約⁶、越境組織犯罪の防止に関する国際連合条約⁷および国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書⁸、並

¹ 国際連合、条約集、第1577巻、No.27531。

² 前掲書、第2171および2173巻、No.27531；および決議66/138、添付文書。

³ 決議2200A(XXI)、添付文書を参照。

⁴ 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

⁵ 決議61/177、添付文書。

⁶ 国際連合、条約集、第2220巻、No.39481。

⁷ 前掲書、第2225巻、No.39574。

⁸ 前掲書、第2237巻、No.39574。

びに女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁹を想起し、

児童の最善の利益、差別の禁止、参加、生存および発達を含む、児童の権利に関する条約の一般原則が、子どもに関するすべての行動の枠組みを提供していることを再確認し、

2007年の先住民族の権利に関する宣言¹⁰、並びに2014年9月22日および23日に開催された、先住民族に関する世界会議として知られている総会のハイレベル本会議の成果文書¹¹を想起し、

ウィーン宣言および行動計画¹²、国際連合ミレニアム宣言¹³および「子どもに即した世界」と題された、子どもに関する総会第27特別会期の成果文書¹⁴を再確認し、世界社会開発サミットの社会開発に関するコペンハーゲン原則および行動計画¹⁵、世界教育フォーラムで採択されたダカール行動枠組み¹⁶、社会進歩および開発に関する宣言¹⁷、飢餓および栄養失調の撲滅に関する国際宣言¹⁸、発展の権利宣言¹⁹、2007年12月11日から13日までニューヨークで開催された、子どもに関する特別会期の成果のフォローアップを扱った記念ハイレベル本会議の宣言²⁰、2010年9月20日から22日までニューヨークで開催されたミレニアム開発目標に関する総会ハイレベル本会議の成果文書²¹、2012年6月20日から22日まで、ブラジルのリオデジャネイロで開催された、持続可能な開発に関する国際連合会合で採択された「我々が望む未来」と題された成果文書²²、および2013年10月8日から10日までブラジルで開催された、児童労働に関する第三回地球会議の成果文書を想起し、そして1996年8月27日から31日までストックホルムで、2001年12月17日から20日まで日本の横浜で、2008年11月25日から28日までリオデジャネイロで開催された、子どもと青少年の性搾取に反対する世界会議を想起し、

⁹ 前掲書、第1249巻、No. 20378。

¹⁰ 決議 61/295、添付文書。

¹¹ 決議 69/2。

¹² A/CONF.157/24 (Part I)、第III章。

¹³ 決議 55/2。

¹⁴ 決議 S-27/2、添付文書。

¹⁵ 社会開発世界サミット報告書、コペンハーゲン、1995年3月6-12日（国際連合出版、Sales No.E.96.IV.8）第I章、決議1、添付文書IおよびII。

¹⁶ 国際連合教育科学文化機関、世界教育フォーラム最終報告書、ダカール、セネガル、2000年4月26-28日（パリ、2000年）を参照。

¹⁷ 決議 2542(XXIV)を参照。

¹⁸ 世界食糧会議報告書、ローマ、1974年11月5-16日（国際連合出版、Sales No. E. 75. II. A. 3）、第I章。

¹⁹ 決議 41/128、添付文書。

²⁰ 決議 62/88。

²¹ 決議 65/1。

²² 決議 66/288、添付文書。

総会の第27回特別会期の成果文書に定められた公約の達成に向けて行われた進展に関する、事務総長報告書²³および児童の権利に関する条約の状態に関する事務総長報告書並びに総会決議68/147に取り上げられた問題に関する事務総長報告書²⁴、並びに子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の報告書²⁵、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表の報告書²⁶並びに児童売買、子どもの売買春および児童ポルノに関する人権理事会特別報告者の報告書を²⁷、感謝しつつ留意し、またこれらの報告書の勧告は、加盟国の見解を十分に考慮しながら、慎重に研究されなければならない、

国家が、子どもの権利を含む、すべての人権および基本的自由を促進し保護する主要な責任を有することを再確認し、

存在する場合には、子ども、家族および若者の問題に従事する省庁および機関、子どものための独立したオンブズパーソンまたは子どもの権利の保護および促進のための他の国家制度を含む、子どものための国の統治機構によって担われる重要な役割を確認し、

家族が、子どもの最善の利益において、子どもの養育および保護の主要な責任を有すること、また子どもが、子どもの人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認識し、

それぞれの職務権限内で、国際連合システムのすべての関連機関、団体および主体並びに組織により、国際連合の関連する職務権限保持者および特別手続により、また適切な場合には、関連する地域機構、並びに政府間機構により実行される子どもの権利を保護し促進する活動に感謝しつつ留意し、そして非政府組織を含む、市民社会の貴重な役割を確認し、

世界の大部分において子どもの状況が、世界の財政および経済危機により悪い影響を受け続けていることを深く懸念し、貧困撲滅が、今日の世界が直面する最大の地球規模の課題であり続けることを再確認し、社会経済的な影響を超えるその影響を認識し、

ますますグローバル化され続ける環境において、世界の大部分における子どもの状況が、根強い貧困、社会の不平等、不十分な社会経済状況、流行病、特に HIV/AIDS、マラ

²³ A/69/258。

²⁴ A/69/260。

²⁵ A/69/264。

²⁶ A/69/212。

²⁷ A/69/262。

リアと結核、非感染性疾病、安全な飲料水と衛生へのアクセスの欠如、環境破壊、気候変動、自然災害、武力紛争、外国による占領、移送、暴力、テロ、虐待、子どもおよび臓器の売買、あらゆる形態の搾取、子どもの商業的性的搾取、子どもの売買春、児童ポルノおよび子どものセックスツーリズム、放置、非識字、飢餓、不寛容、差別、民族主義、ゼノフォビア、ジェンダーの不平等、心身障がいおよび不十分な法的保護の結果として深刻であり続けることをも深く懸念し、緊急かつ効果的な国家および国際的な行動が求められていることを確信し、

子どもの意見がその子どもの年齢および成熟度に従って相応に考慮され、子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する、子どもの権利が認められるにもかかわらず、子どもは様々な制約および障壁のためにそのような事項において真剣に意見を聞かれたり関与されたりすることがなく、世界の大部分においてこの権利の十分な履行が十分に実現されていないことに深い懸念を表明し、

子どもが、差別、排除、不平等および貧困の結果により、過剰に困窮していることを深く懸念し、

毎年、5歳以下の630万人以上の子どもが、統合されたまた良質の、母親、新生児および子どもへの保健医療とサービス、また若年出産ならびに健康決定因子また安全な飲料水と衛生、安全かつ十分な食料と栄養へのアクセスが不十分なために、予防可能かつ治療可能な原因により、死亡していること、また最貧困かつ最も疎外された共同体に属している子どもの間で死亡率が最も高い状況であることをも深く懸念し、

子どもを暴力から予防しまた保護し、また子ども、その家族と共同体の回復力を促進するために、貧困、剥奪および不平等に関して特に重視することが必要であることを認識し、

両親や主な世話人に付き添われていないまたは分離された子ども、特に必要な旅行文書を持たずに国境を越えようとして脆弱な状況にあることに気づいた子どもを含む、移住する子どもの数が多くまた増大していることも認識し、

特に両親に付き添われずまたは分離された子どもの難民や子どもの亡命希望者の状況に特に配慮して、

I

児童の権利に関する条約およびその選択議定書の履行

1. 最大の批准数の人権条約である、児童の権利に関する条約¹採択 25 周年記念の祝賀を歓迎し、同条約およびその選択議定書²が、子どもの保護および福祉の国際的な法的基準の包括的な一式を含んでいることを確認する；

2. 進展がなされる一方で、多くの課題が残されていること、またこれに関して、2014 年 11 月 20 日の、児童の権利に関する条約採択 25 周年記念に関する総会ハイレベル会合が、履行のギャップについて考え、また子どもの権利が十分に実現されることを確実にするさらなる措置を取る機会であったことを認識する；

3. 個人通報制度手続に関する児童の権利に関する条約選択議定書²⁸の 2014 年 4 月 14 日の効力発生を感謝しつつ留意し、国家に対して、その受諾、批准および履行を考慮することを奨励する；

4. 総会決議 68/147 の第 1 から 10 項を再確認し、まだ優先事項として児童の権利に関する条約およびその選択議定書の受諾または批准を考慮していない国家に対して、そうすること、そして効果的にまた十分に履行することを促す；

5. 締約国に対して、同条約またはその選択議定書の目的に合致しない留保を撤回すること、並びにウィーン宣言および行動計画¹²に従い、撤回する目的で他の留保を定期的に再検討することを促す；

6. 一般的見解の採択を考慮した、児童の権利委員会の作業、および同条約の履行に関する最終所見と勧告をフォローアップするその活動を歓迎し、すべての国家に対して、委員会との協力を強化し、委員会により作成された指針に従い同条約およびその選択議定書の下の報告義務を時宜に即するやり方で遵守し、条約の履行に関する委員会の勧告、所見、および一般的見解を考慮することを求める；

II

子どもの権利の促進および保護並びに子どもに対する差別の禁止

差別の禁止

7. 総会決議 68/147 の第 11 から 14 項を再確認し、国家に対して、いかなる差別もなしに、子どものすべての市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利の、すべての

²⁸ 決議 66/138、添付文書。

子どもによる享受を確実にすることを求める；

8. 国民的、種族的、宗教および言語少数者に属する大多数の子ども、移住する子ども、難民または亡命を希望する子ども、国内避難民の子ども、民族主義、人種差別、ゼノフォビアおよび関連する不寛容を含む、差別の犠牲者である先住民族出身の子どもについて懸念しつつ留意し、教育計画およびこれらの慣行と闘う計画において、子どもの最善の利益の原則および子どもの意見の尊重並びに、特別なニーズを必要とする子どもを含み、子どものジェンダー特有のニーズに従い、特別な措置を取り入れる必要性を強調し、国家に対して、特別な支援を提供し、このような子どものためのサービスへの平等なアクセスを確実にすることを求める；

9. すべての国家に対して、女子と男子が、彼らに影響を及ぼすすべての事項について、年齢および成熟度にしたがって、自らを自由に表明する権利、聴取される権利を尊重し促進し、子どもの見解が相応に考慮されることを確実にすること、並びに子どもの発達しつつある能力および子どもの組織と子ども主導の活動が関与する重要性を考慮して、意思決定の過程に、特別なニーズを持つ子どもを含む、子どもを関与させることを促す；

10. 心身障害に基づくあらゆる子どもに対する差別は、子どもの固有の尊厳および価値の侵害であることを認識し、心身障がいを持つ子どもが、人権侵害、並びに彼らの参加と社会および共同体への包摂への、差別的、態度によるまた環境上の障壁に直面することについて、深刻な懸念を表明する；

登録、家族関係、養子縁組および代替の監護

11. 総会決議 68/147 の第 15 から 19 項を再確認し、すべての締約国に対して、登録、家族関係および養子縁組または代替の監護の他の形態に関連する事項について、および国際的な親または家族による子どもの誘拐の事件において、子どもを保護する児童の権利に関する条約の下での自国の義務を履行する取組を強化することを促し、国家に対してこのような事件を解決するために、二国間およびまた適当な場合には多国間協力を行うこと、またこれに関して、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約²⁹の受諾または批准を考慮すること並びに、特に、子どもの最善の利益の原則を考慮しながら、転居または確保の直前に彼または彼女が住んでいた国家への子どもの帰還を促すことを奨励する；

子どもの経済的および社会的福祉

²⁹ 国際連合、条約集、第 1343 巻、No.22514。

12. 総会決議 68/147 の第 20 から 29 項、子どもと貧困に関する 2006 年 12 月 19 日の総会決議 61/146 の第 42 から 52 項、そして HIV と AIDS を患っているかまたはそれにより被害を受けた子どもに関する 2005 年 12 月 23 日の総会決議 60/231 の第 37 から 42 項を再確認し、すべての国家および国際社会に対し、この分野における国際的な協力を強化することにより、またミレニアム開発目標、質の高い教育に対する平等な利用権を含む教育への権利、また子どもの社会的および教育的福祉の向上のための道具としてのインターネットの安全且つ有益な利用、避けられる 5 歳以下の子どもの死亡率と罹患率の相互に関連する根本原因に対処し、HIV と AIDS を患っているかまたはそれにより影響を受けた子どもの状況に対処し、そして HIV の母子感染を除去する取組を含む到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する権利を含む、人権教育を促進するための措置を含む貧困撲滅に関するその従前の誓約を実施することにより、また、十分に栄養価の高い食糧および清潔な飲料水並びに衛生設備の提供、万人の食糧の権利および住居と衣類を含む、十分な生活水準への権利を通して、子どもの福祉が確実にされる環境を創り出すことを求める；

13. すべて国家および国際社会に対して、貧困撲滅に向けた地球規模の努力に協力し、支援し参加すること、またこれに関して、子どもの権利と福祉に基づく統合されたまた多面的なアプローチを通じてを含み、国家計画と戦略に従い、すべての必要な資源と支援を動員することを求める；

14. 極度の貧困を終わらせ、不平等を軽減し、有害な実行を含む、子どもに対するあらゆる形態の暴力を撤廃することを含み、ポスト 2015 開発アジェンダに、子どもの権利および福祉の促進と保護を包摂することに相当の注意を払う重要性を強く強調する；

児童労働

15. すべて加盟国に対して、有害で、子どもの教育を妨げになり、あるいは子どもの健康や身体的、心理的、精神的、道徳的あるいは社会的発育に有害となりがちな児童労働の漸進的および効果的な撲滅への公約を具体的な実行に移し、児童労働の最悪の形態を即座に撤廃し、そしてこれに関して主要な戦略として教育を促進することを求める；

16. まだそうしていないすべての国家に対して、国際労働機関の、1999 年の最悪の形態の児童労働の禁止条約（第 182 号）³⁰および 1973 年の就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号）³¹の両方の批准を考慮することを促す；

³⁰ 前掲書、第 2133 巻、No. 37245。

³¹ 前掲書、第 1015 巻、No. 14862。

17. 貧困と社会的疎外、労働移動性、差別並びに十分な社会的保護および教育の機会の不足、また出生登録の欠如は、すべて児童労働に影響することを認識する；

子どもに対する暴力の予防および撤廃

18. 子どもに対する暴力の撤廃に関する、総会決議 68/147 の第 34 から 39 項および 2007 年 12 月 18 日の総会決議 62/141 の第 47 から 62 項を再確認し、子どもに対するあらゆる形態の暴力を非難し、すべての国家に対して、総会決議 68/147 の第 34 項に定められている措置を履行し、また以下を行うことを促す：

(a) すべての状況における有害な実行を含む、すべての環境における子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止し、予防し、そして撤廃するために、効果的且つ適切な立法および他の措置を取ること、およびこれに関して、国際的な、国内のまた地域の協力および相互支援を強化すること；

(b) すべての子どもに対する暴力の実行者に、相当の注意を払い、調査し、訴追しそして処罰し、また不処罰を阻止し、並びに彼らの社会への完全な復帰および再統合を確実にするために、すべての犠牲者および生存者に、保護並びに包括的な社会的、身体的、および精神的な健康並びに法的サービスおよびカウンセリングへの普遍的なアクセスを提供し、また、暴力から解放されて生活することの、すべての子どもにとっての重要性を念頭に置き、強化された予防措置、研究および強化された調整および監視ならびに評価を通じて、すべての子どもに対する暴力の構造的および根本的な原因に対処すること；

(c) 子どもに対するあらゆる形態の暴力のジェンダーの側面に対処し、女子と男子は、様々な年齢にまた様々な状況において、暴力の様々な形態から多様な危険にさらされていることを確認しつつ、あらゆる形態の暴力から子どもを守るために採用される政策および取られる行動にジェンダーの視点を取り入れること；

19. 子どもに対する暴力は決して正当化されず、法と抵触する者を含み、あらゆる形態の暴力および人権侵害から子どもを保護すること、並びに、子どもに対する暴力行為を禁止し、予防しまた調査することに相当の注意を払い、不処罰を撤廃し、再び犠牲者となることへの予防を含み、犠牲者に支援を提供することは国家の義務であることを再確認する；

20. 子どもの誘拐を強く非難し、すべての国家に対して彼らの無条件の釈放、生活復帰および再統合並びに家族との再会を確実にするためにすべての適切な措置を取ることが

求める；

21. 子どもに対する暴力に関する国際連合の研究の勧告の履行を前進させ、地域および主題別協議およびフィールドミッションを通じて、子どもに対するあらゆる形態の暴力の予防および撤廃を促進し続け、総会決議 62/141 に定められた効果的かつ独立した職務権限の実施を続ける、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の活動、並びに暴力からの子どもの保護のための情報通信技術と関連する危険など生じつつある懸念に対処する主題別報告書に感謝しつつ留意する；

22. 犯罪予防および刑事司法分野における、子どもに対する暴力の撤廃に関する国際連合モデル戦略および実践措置³²の採択をも感謝しつつ留意し、国家に対して、適宜、それらの普及および履行のための効果的な措置を取ることを奨励し、関連する国際連合の関係者に対して、協調された取組を通じて、この目的のために、適宜、加盟国を支援することを招請する；

特に困難な状況にある子どもを含む、子どもの権利の促進および保護

23. 総会決議 68/147 の第 40 から 48 項を再確認し、すべての国家に対して、すべての子どものすべての人権を促進しおよび保護し、根拠に基づいた計画並びに、保健医療および包摂的また良質な教育並びに社会サービスへのアクセスを含み、特別の保護および支援を提供する措置を履行し、適切および可能な場合には、自発的帰還、再統合、またとりわけ付き添いのいない子どもの家族の追跡および家族の再会の実施を考慮し、子どもの最善の利益が主要な関心事項であることを確実にすることを求める；

24. すべての国家に対して、移住する子どもと先住民の子どもを含み、少数者や脆弱な集団に属する子どもに対して、他者と対等に、すべての人権の享受、また保健医療、社会サービスおよび教育へのアクセスを確実にし、またすべてのそのような子どもが、とりわけ付き添いのいない移住する子どもや暴力および搾取の犠牲者である子どもが、適切な保護および支援を受けることを確実にすることを求める；

移住する子ども

25. 移住の地位にかかわらず、すべての移住する子どもの人権および基本的自由を効果的に促進し保護すること、並びに国際的、地域的または二国間の協力および対話を通じて、出身国、通過国および目的国の、すべての移住する子どもの権利の促進および保護に

³² 経済社会理事会決議 2014/18 を参照。

における役割および責任を確認し、また彼らの脆弱性を悪化させうるアプローチを回避しつつ、包括的およびバランスのとれたアプローチを通じて、国際的な移住に対処する必要性を再確認する；

26. とりわけ付き添いのいない移住する子どもなど、移住する子どもの脆弱性を考え、移住する子どもの人権を保護し、子どもの最善の利益が、統合、帰還および家族の再会の政策における主な検討事項であることを確実にしつつ、健康、教育および精神的発達を提供する公約を表明する；

子どもと司法行政

27. 少年司法の分野における、継続した地域および地域横断の取組、最善の慣行の共有および技術支援の提供を奨励し、この点に関して、2015年1月26日から30日まで、ジュネーブで少年司法に関する世界会議の開催の取組に留意する；

28. 子どもの権利：子どもの司法へのアクセスに関する、2014年3月27日の人権理事会決議25/6を感謝しつつ留意し、これに関して、2013年に子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表により発表された、「子どものための修復的司法の促進」と題された分野報告書を想起する；

29. 総会決議68/147の第49から57項を再確認し、すべての国家に対して、刑法に違反したまたは違反したと見なされる子どもの権利並びに刑法に違反したまたは違反したと見なされる、人としての子どもの権利を尊重し保護することを呼びかける；

30. 国家に対し、特に犯罪防止計画、代替罰、修復的司法および子どもの生活復帰と再統合に焦点を絞った共同体に基づく計画のような代替的措置を促進することおよび子どもの自由の剥奪は、最終的な手段の措置としてまた最短の適切な期間の間のみ用いられるべきという原則の遵守を確保する目的で、法に抵触した子どもの必要性を保護しまた対処するための、並びに可能な場合には何時でも、子どもの公判前の拘禁を避けるための、包括的な少年司法を開発しそして実施することを奨励する；

子どもの売買、子どもの売買春および児童ポルノの予防および撲滅

31. 総会決議68/147の第58項を再確認し、すべての国家に対して、利益のための子どもの臓器を摘出する目的のものを含み、あらゆる形態の子どもの売買および人身取引、子ども奴隷、子どもの性的搾取、子どもの売買春、および児童ポルノを、これらの実践並

びにこれら目的のためのインターネット並びに他の情報通信技術の使用を撲滅する目的で、予防し、犯罪化し、訴追そして処罰すること、またその様な犯罪の実行を奨励する市場の存在と闘い、それらを育成する需要を除去する措置を取り、また効果的に犠牲者の権利およびニーズに対処しまた搾取の犠牲者の子どもの犯罪化に対する効果的な措置を取ることを求める；

武力紛争により影響を受けた子ども

32. 総会決議 68/147 の第 59 から 70 項を再確認し、武力紛争下で子どもに対して行われたすべての違反および虐待を最も強い文言で非難し、これに関して、人道法を含む適用可能な国際法に違反して、子どもの勧誘と使用、子どもの殺人と傷害および/またはレイプや子どもに対する他の性的暴行の方法により、従事するすべての国家および武力紛争の他の当事者に対して、学校および/または病院並びに関連要員への繰り返される攻撃において、また子どもに対するほかの侵害および虐待において、これらの状況における性的暴力が女子に過剰に影響することを認めつつ、それらを終わらせるために、期限を定めた効果的な措置を取ることを促す；

33. 国際人道法により、子どもを含む一般人に対する無差別攻撃は禁止されており、一般人は、報復または過剰な攻撃の方法によるものを含む、攻撃の対象となつてならないことを想起し、子どもの殺人と傷害をもたらす実行を非難し、すべての当事者がそのような攻撃に即座に終止符を打つことを要求する；

34. 国家、国際連合機関、基金および計画、他の関連する国際的なまた地域的な機構および市民社会に対して、ジュネーブ第一条約から第四条約³³を含む国際人道法に従い、武力紛争の状況における子どもに対するすべての侵害および虐待に重大な注意を払い、また子どもの犠牲者を保護し支援することを促す；

35. 国家に対して、武力紛争により、とりわけ国際人道法および人権法の違反から影響を受けた子どもを保護すること、およびアカウントビリティを確実にし実行者を処罰することにより不処罰を阻止するために取られる取組に留意しつつ、彼らが時宜に適った、効果的な人道支援を受けることを確実にすることを求め、国際社会に対して、特に国際刑事裁判所を通じて、違反に責任を有する者の責任を問うことを求める；

36. しかしながら、武力紛争の当事者が、武力紛争下の子どもの権利および保護に関連する、適用可能な国際法の関連規定を刑事責任の免除で侵害し続けるという幾つかの状

³³ 国際連合、条約集、第 75 巻、Nos. 970-973。

況における、現場での進展の欠如を、深く懸念し続ける；

37. 適用可能な国際法に違反して、学校および/または病院並びに、それらと関連する保護される人への攻撃および攻撃の脅しに深い懸念を表明し、国際連合児童基金、世界保健機関および国際連合教育科学文化機関との協力による、子どもと武力紛争に関する特別代表事務所による、学校および病院への攻撃に関する 2011 年 7 月 12 日の安全保障理事会決議 1998 (2011) に関する指針ノートの刊行を歓迎し、そして 2014 年 3 月 7 日の安全保障理事会決議 2143 (2014) の採択に留意する；

38. これに関して、2016 年までに関連する軍隊による子どもの勧誘と使用を阻止しまた防止することを目的とした、国連のパートナーとの協力の下で、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表および国際連合児童基金によって始められた「子どもであって、兵士ではない」キャンペーンを歓迎し、特別代表に対して、総会への次回の報告書において進展を報告することを要請する；

III

達成された進展および児童の権利に関する条約採択 25 周年記念に照らして子どもを差別から保護し不平等を克服する上での課題

39. 児童の権利に関する条約は子どもの権利の促進および保護における基準を構成すること、また条約締約国は、同条約の選択議定書の重要性を念頭に置きつつ、同条約に確認されている権利の履行へのすべての適切な立法、行政および他の措置を取るものとすることを再確認する；

40. 子どもの権利の十分な実現は、子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する子どもの権利、年齢および成熟度に従って相応に考慮される子どもの意見を考慮しつつ、すべての子どもにとって、包括的な法、政策および計画の採択並びに実施を必要とすることを認識する；

41. 経済的および物質的な貧困、あるいはそのような貧困に直接にまた独自に帰する状況は、代替的な監護への子どもの受容や彼または彼女の再統合を防ぐために、彼または彼女の両親若しくは主な介護者の監護から子どもを引き離す唯一の正当な理由とされてはならないが、しかし家族への適切な支援を提供するためのニーズの合図と見なされるべきであることをまた認識する；

42. 障がいを持った子ども、特に女子は、常居所の内外の双方で、身体的若しくは精

神的な暴力、傷害若しくは性的虐待を含む虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱いまたは搾取の多大なリスクにしばしばさらされていることに懸念を表明する；

43. 締約国に対し、児童の権利に関する条約およびその選択議定書に定められている権利を尊重しまた確実にすること、並びにすべての子どもが、子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達に有害となりうる、あらゆる形態の差別、性的暴力を含む暴力、虐待および搾取並びに伝統的、慣習的に有害な実行から保護されることを確実にするためにすべての適切な措置を取ることを求める；

44. すべての締約国に対して、彼または彼女が十分に可能な社会的包摂および個人の発展に資する方法において、子どもの権利の実現を守るためにすべての適切な措置を取ることを求める；

45. 国家に対して、ポスト 2015 開発アジェンダを履行するための政策および計画の作成、実行、監視および評価において、極度の貧困および人権に関する指導原則³⁴を考慮することを奨励する；

46. 児童の権利に関する条約およびミレニアム開発目標の履行を通じて達成される肯定的な影響をさらに進めるために、ポスト 2015 開発アジェンダは、貧困および脆弱な状況で生活している人々並びに、もっとも危険にさらされ、また保護を必要としている、子どもを含む、もっとも疎外されそして締め出された住民を考慮する必要があることを認識する；

47. 子どもが、司法へのアクセスにおいて更なる障壁に直面しうることも認識し、またいかなる差別もなしに自国の管轄権内で、それぞれの子どものための、効果的な救済と司法へのアクセスを尊重しまた確実にする国家の義務を再確認する；

48. すべての国家に対して、差別から子どもを守りまた不平等を克服するために関連する規定を含むことを求める、とりわけ：

(a) 不寛容やあらゆる偏見により動機付けられたあらゆる形態の暴力および差別を予防しまた撤廃するためのすべての必要かつ効果的な措置を取ることを；

(b) 民族主義、人種差別、ゼノフォビアおよび子どもに影響を及ぼす関連する不寛容と闘うために、公式および非公式な教育並びに他の計画において特別な措置を組み入れる

³⁴ A/HRC/21/39。

こと；

(c) 不平等の根本原因に対処し、とりわけ社会において最貧困に苦しんでいる、子どもが教育、保健医療、十分な栄養のある食物、衛生、清潔な水、保護および彼らの生存、成長および発達に必要なその他のサービスへのアクセスを妨げる障壁を取り除くこと；

(d) 適切な場合には、法律を制定しおよび執行し、女子を保護するための包括的、学際的および調整された国家計画、活動または戦略を作成し、並びに、彼女らの権利を保護する、意識改革および社会流動化の活動を促進することにより、女子の嬰兒殺しおよび出生前の性別の選択、レイプ、性的虐待、強制的な不妊および、女性器切除、子どもの早期のおよび強制的な結婚を含む、有害な伝統的または慣習的な実行を含む、女子に対するあらゆる形態の差別およびあらゆる形態の暴力を予防しかつ撤廃するために、すべての必要かつ効果的な措置を取ること；

(e) 女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、固定化されたジェンダーの役割およびいずれかの性の劣等性または優越性の考えに基づいた他の偏見に対処するために措置を取り、この文脈において、子どもおよび特に女兒に関連するすべての開発および人権の政策並びに計画にジェンダーの視点を主流化すること；

(f) 特に疎外されあるいは脆弱な状況にある子どもたちが、権利の行使において、直面する障壁を確定するために、適宜、統計上および調査資料を含む、関連する情報を収集し構成要素に分けるための措置を取ること；

(g) 可能な限り、子どもに関する国家の統計資料の集積、分析および普及を発展させおよび強化すること並びに、格差をもたらしうる関連する要因により構成要素に分けられた資料、並びに経済的および社会的資源が子どもの権利の十分な実現のために効率的かつ効果的に用いられるべく、社会的および他の政策並びに計画を発展させ評価するための、準国家、国家、準地域、地域および国際レベルでの他の統計上の指標を用いること；

(h) 教育境遇を含み、子どもに対するいじめおよび友達に向けられた攻撃に対処する、教育者および家族の構成員の訓練並びに子どもの間でこのことの意識改革をも含む、予防的および包括的な反いじめの措置を考案しまた実施するための措置を取ること；

(i) 特に、登録を妨げる障壁を取り除き、無償の出生登録の提供に向かって進み、出生遅延登録を含む、簡単、効果的、迅速かつアクセスしやすい出生登録制度の在り方を確実にし、すべての子どもの名前を持つ権利および国籍を有する権利を確実にし、両親による

自らの選択による名前の選択を尊重し、子どもの身元関係事項の保持を尊重し、また可能な限り、彼または彼女の両親を知り両親により監護を受けることを保護することにより、遠隔地に住む者を含み、出産直後のすべての子どもの出生登録への普遍的なアクセスを確保とすためにすべての必要な措置を取ること；

(j) 児童の権利に関する条約の第7条に従い、国家、地域および地方のレベルで出生登録の重要性について継続して意識を改革し、無償または低価格での出生遅延登録を確保とし、締約国内に住む子どもの登録のすべての法的および手続上の障壁に対処することを確保とし、未登録の子どもが自らの人権を享受し、保健医療、良質な教育、暴力からの保護、安全な飲料水および衛生並びに他の基本的なサービスに対する、差別なしの利用権を有することを確保とすること；

(k) 彼女らが教育を継続しまた完了できるようにし、彼女たちを差別から保護しまた健康および安全な妊娠を確保とすため、妊娠した若年の女性および若年の母親に質の高い教育、社会サービスおよび支援へのアクセスを含む、教育を提供する計画を考案し実行すること；

(l) 両親および法的保護者からの適切な指示および指針を得て、子ども、若年者、若者および共同体の関与を得て、彼らの成長する能力に合致した方法で、彼らの成長する能力に合致した方法で、そしてすべての年齢の男と女の社会的および文化的な行動様式を変え、偏見を取り除き、ジェンダー平等と人権に基づく敬意を払う関係の発展のための意思決定、意思疎通およびリスク軽減の技能を促進しまた構築するために、女性の、若者および専門的な非政府組織と調整して、すべて若年者と若者のための、十分且つ正確な情報に基づいた、人間の性に関する包括的な実証に基づいた教育を含む、教育計画および教材並びに公式および非公式の教育双方のための教員教育および訓練計画を開発し実施すること；

(m) 子どものニーズおよび変化する能力を考慮しながら、すべての子どもおよび若年者が、性およびリプロダクティブ・ヘルスの分野における年齢に相応しい保健医療計画を含む、平等、自由または入手可能で、ジェンダーに敏感な、適切な保健医療サービスへのアクセスを有することを確保とすことを含む、現存の義務を守りながら、子どもが最高の達成可能な健康水準の権利を享受することを確保とすすべての必要な措置を取ること；

(n) すべての者に無償で利用可能な初等義務教育の提供を通じてを含み、十分に可能な社会包摂および個人の発育に資する方法により、平等の機会に基づいて、良質な教育へのアクセスを含む、教育の権利のすべての子どもによる十分な実現を確保とすために、

またすべての他のレベルおよびあらゆる形態の教育を、差別なく、すべての子どもに利用可能かつアクセス可能とするためのすべての適切な措置を取るために、分野横断アプローチを含む、立法上のまた他の適切な措置を採用すること；

(o) 危険な状況、武力紛争の状況、人道上の危機的状況、および自然災害の間およびその後、適用される国際法に違反して軍隊および武装集団による子どもの勧誘に関連するものを含む、予防および対応計画を採用しまた実施することにより、性的虐待および搾取の予防を含む、すべての子どもの保護および安全を確保とし、これら子どもの身体的および精神的回復、家族の再会および社会への再統合を確保とし、またそのような回復、再統合および生活復帰が、福祉、健康、自尊心および子どもの尊厳を涵養する環境において行われることを確保とするために、すべての適切な措置を取ること；

49. 適切な場合には、もっとも疎外され締め出された子どもの発育をより強調する国家の活動を支援することにより、また調査または支援技術などの技術移転に関する分野において国際的な協力の措置を強化することにより、特に、もっとも周縁化され疎外された子どもを含む、子どもの権利の実現を確保するための国際協力を強化することを、すべての加盟国に対して求め、また国際連合システムに対して招請する；

50. 要請された場合に、もっとも疎外され締め出された子どものための、開発計画を含む国家の活動を支援することを、並びに政策の開発、計画の発展、調査および専門家訓練に特に注目して、知識共有および能力開発を強化するために、効果的な国際協力およびパートナーシップを強化することを、国際連合の関連する主体、基金および計画に対して求め、国際金融およびドナー機関並びに二国間ドナーに対して招請する；

IV

フォローアップ

51. 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表事務所の作業、特別代表の職務権限の設立以降の活動のレベルの増加および達成された進展状況を認識し、2008年12月24日の総会決議63/241および1996年12月12日の総会決議51/77の第35から37項に留意し、事務総長が特別代表の職務権限をさらに3年間延長することを勧告する；

52. 以下を決定する：

(a) 事務総長に対して、総会の第70会期に、児童の権利に関する条約の状態並びに教育の権利に着目した本決議において扱われている問題に関する情報を含んだ子どもの権利

に関する報告書を提出することを要請する；

(b) 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表に対して、現地訪問の情報を含む、職務権限の遂行において行われた活動に関して並びに子どもと武力紛争の課題に関しての達成された進展および残された課題に関して総会および人権理事会に報告書を提出し続けることを要請する；

(c) 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表に対して、現地訪問に関しておよび子どもに対する暴力の課題に関して達成された進展および残された課題に関する情報を含み、総会決議 62/141 の第 58 および 59 項に合致して、並びに特別代表の職務権限の中核的な活動の効果的な行動および持続性が維持されることを確実にするために、総会決議 68/147 の第 39 項に従って、職務権限の遂行において取られた活動に関して総会および人権理事会に年次報告書を提出し続けることを要請する；

(d) 事務総長に対して、自発的拠出金により資金供給され、国際連合薬物犯罪事務所、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合児童基金、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表事務所、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表事務所を含むが限定されない、関連する国際連合機関および事務所、並びに少年司法機関間パネルとの密接な協力により、また加盟国、市民社会、学界および子どもを含む関連する利害関係者との協議において、実施される、自由をはく奪された子どもに関する詳細な地球規模の研究を委託すること、また犯罪予防および刑事司法の分野における子どもに対する暴力の撤廃に関する国際連合モデル戦略および実践措置の履行への支援を含み、関連する子どものすべての権利を効果的に実現する、最善の実践および活動への勧告を含むことを招請すること、および事務総長に対して、総会の第 72 会期に研究の結論を提出することを招請する；

(e) 子どもの売買、子どもの売買春および児童ポルノに関する人権理事会の特別代表に対して、現地訪問および子どもの売買、子どもの売買春および児童ポルノの課題に関して達成された進展および残された課題に関する情報を含む、職務権限の遂行において取られた活動に関して総会および人権理事会に報告書を提出し続けることを要請する；

(f) 子どもの権利委員会の委員長に対して、委員会の作業に関する口頭での報告を提出し、総会と委員会との間の意思疎通を強化する方法として、総会の第 70 会期に、相互対話を行うことを招請する；

(g) 「教育の権利」の主題に関して「子どもの権利」と題されたセクションⅢに着目し、「子どもの権利の促進および保護」と題された議題の下、第 17 会期においてこの問題

の審議を継続する。

第73回本会議
2014年12月18日